

議案第37号

財産を無償で貸し付けること（グラウンド等用地）についての議決の一部変更について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについての議決（平成14年12月18日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後			変 更 前		
1 財産の内容			1 財産の内容		
種 類	所 在 地	数 量	種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町西二丁目254 番ほか29筆	<u>23,356.26</u> 平方メートル	土 地	鳥取市湖山町西二丁目254 番ほか29筆	<u>21,058.26</u> 平方メートル